

アメリカ合衆国における「新宗教運動」をめぐる法的諸問題

藤田 尚則
(創価大学)

一 はじめに

アメリカ社会において、とりわけ一九六〇年代から七〇年代にかけて、新宗教運動 (new religious movements) が急激に広がり、その驚異的發展は、現代アメリカ人の宗教生活の大きな特徴になってきている。この新宗教団体のうち、ある集団は、カルト (cult) と呼ばれ、新奇な宗教と見做されている。かかるカルトの正確な数は把握されてはいないが、社会学者 E・メイヤー (Egon Mayer) と L・キッチ (Laura Kitch) の二人の社会学者は、一九六〇年以後、一三〇〇以上もの新宗教団体がアメリカ社会に出現してきていると報告している。⁽¹⁾

通例、新宗教の發展は、過激な布教活動とアメリカ人の市民的、宗教的生活の主流から回心者を徹底的に分離するという生活様式を伴ってきており、後者は、しばしば青年回心者をその両親及び家族の宗教的慣習から孤立化させる現象を引き起こしている。特に、一九七八年十一月十九日に起きたジョーンズタウンでの人民寺院 (People's Temple) の集団自殺は、社会の注目を浴び、新宗教に対する一般大衆の批判的態度を高めたのであった。

このような状況において、七〇年代後半、国民は、連邦、州及び地方自治体にカルトと呼ばれる新宗教が社会及び政治に及ぼす驚異を調査するよう要求し、この政治的圧力に応える形で連邦議会は、一九七九年に特別公聴会

を開催し、それに続いてカリフォルニア、イノリイ、メリーランド、ペンシルベニア等の各州でも公聴会が開催され、ニューヨーク州では州刑法典を改正し、偽似宗教的カルトを助長する行為は重罪 (felony) にすべきであると法案が提出されるにまで至ったのである。しかし、かかる政府による特定の宗教団体に対する公聴会の開催や調査は、合衆国憲法修正第一条の問題を生起せしめるのである。⁽²⁾

七〇年代後半における強力な反カルト運動 (anti-cult movement) の出現と共に、新宗教は、「洗脳 (brainwashing)」や「精神操作 (mind control)」、「強制説得 (coercive persuasion)」といった手段を用いると非難され、特に、「サイエントロジー (Church of Scientology)」、「ハーレ・クリシュナ (Hare Krishna)」、「統一教会 (Unification Church)」といった団体にその批判が向けられた。対社会的にこの強襲から自らを守るべく、新宗教は、青年回心者を両親から引き離すという手段に出たため、新宗教に対する攻撃は、宗教的、反宗教的理由のみならず公私両分野からも加えられたのである。

反カルト運動の目的は、回心者を家族及び伝統的社会価値に引き戻すことにあった。その為、誘拐や「ディプログラミング (deprogramming)」といった行動が、広く成人した子供を新宗教団体及びその影響下から引き離すために両親及びディプログラマー (deprogrammer) と呼ばれる専門家によってとられたのである。しかし、その動機が何であれ、ディプログラミングは、宗教問題への政府の干渉と宗教の自由な活動の両面で修正第一条の問題を根本的に提起しているのである。⁽³⁾

本稿は、カルトをめぐる種々の法的諸問題のうち、特に、「洗脳」、「強制説得」及び「ディプログラミング」の問題に焦点をあて、合衆国憲法修正第一条で保障された「宗教の自由な活動 (free exercise of religion)」との関係でカルトと呼ばれる新宗教をとりまく法的問題をどのように処理すべきかについて論ずることを目的とし、今後、

日本においても生ずるであろう同種の問題(現に起きているのではあるが)解決の何等かの示唆となることを意図するものである。

二 カルトの定義をめぐって

カルトという言葉が何を意味するのかを定義することは、非常に困難な問題であるが、カルトに対して懷疑的立場をとるR・ルーディン(R. Rudin)によれば、すべての宗教は、その歴史のある過程において過度の過ち犯してきた。過激主義、狂信的行為、不合理は全ての宗教に見出され、またそれらは、全ての宗教的或いは神秘的経験の本質的構成要素である。しかし、新宗教カルトは、ローマカトリック教会、モルモン教会、或いは過去の新宗教運動とは異なる。現代のカルトは、過去の宗教カルトや確立した宗教(established religion)とは違い、目立った特質を示している。そしてこれらの根本的相違が、程度と本質においてカルトを異なったものにし、ユニークな現象にしていると、これらの特質として十四のそれを列挙している。以下、要約してみよう。⁽⁵⁾

(1) 会員は、彼らが救世主(Messiah)と信じ得る全能の指導者に忠誠を誓い、指導者が毎日の生活の規則を定め、教義又は真理(Truths)を宣言する。

(2) 理性的思考は、認められないか、禁止される。集団は、直感力又は感情的経験を強調し、反主知主義的である。知識は、集団又はその指導者によつて施与される知識又は経験として再定義される。

(3) カルトの勧誘の手法は、しばしば人を欺く(deceptive)ものであり、信者になろうとする者は彼が何を期待することができ、また彼に何が要求されるかを告げられない。

(4)カルトは、心理的に会員を無力にし、彼をして自分のかかえる問題は唯一集団によってのみ解決され得るのだと信じ込ませる。他の全ての治療方法、心理学者、精神科医、宗教的信念、両親又は友達の手助けは、信用に値しないものとされ、しばしば禁止される。

(5)新カルトは、巧妙に罪を処理する。信者は、集団が生存を授ける権限を有し、心理学者H・スベロ (Hal Levi Spero) に従えば、「誰が肉体的に又は比喩的に生死の権利を有するか」を決定する権限を有していると信じている。

(6)カルトの会員は、下界から隔離され、新聞、ラジオ及びテレビからの情報、過去、学校、仕事、家族、友人から関係を絶たれ、自由に入出入りできなくなる。

(7)会員の一生又は生活のあらゆる部分は、カルト又はその指導者によって決定される。

(8)観念論的会員の注意を引くために、あるカルトは、社会を改善し、貧困者を救済する名目で金銭の調達を許可するが、実際にはそのエネルギーは、社会の改善というよりも集団の福利増進に費やされる。

(9)カルトの会員は、集団のために全時間労働する。彼らは、非常に長時間、時として一日に十八〜二十時間、一週間に七日間ほとんど無給で品位を下げた状況下で働く。

(10)カルトは、反女性、反子供、反家族である。女性は、料理、清掃、街路での寄付金勧誘といった仕事に就かされ、集団の意思決定の地位につかず、産児制限、墮胎及び出産状況は、通例、男性である集団の指導者によって規制される。子供達は、不十分な世話と教育を受けるのみで、両親から取り上げられ、集団内の他人又は両親から地理的に離れたところで育てられる。家族の絆は、カルトへの忠誠の下位に置かれ、カルトは、それ自体をより高次の家族であると言おう。

(11)あるカルトの会員は、終末が近づきつつあるこの世において「選ばれた」生き残り集団のエリートであると信じ、宇宙は絶対的善と絶対的悪の闘争に巻き込まれており、これら相反する二つの力の最終的闘いがすぐにも開始されると信じている。

(12)カルト集団の多くは、手段を正当化する為の目的を許す哲学を共有している。魂の救済、この世の救済、悪に対する善の勝利といった目的が非常に重要であるがために、これらを成就するに必要ないかなる手段もカルトによって許され、且つ激励される。更に、カルトの会員の価値と外的世界の価値という二重の価値が、生存している。

(13)カルトは、しばしば秘密、神秘といった独特のヴェールに覆い隠されている。

(14)不当な力の行使といった情況が、しばしばカルトを取り巻いている。

ルーディンは、これらの諸特徴は一般論であり、等しく集団の全てにあてはまるものではないとし、これら諸特徴を備える集団として、統一教会、ハーレ・クリシュナ、サイエントロジー、ホルマヤテン (Church of Armageddon)、神の子 (Children of God)、ホディー・オブ・キリスト (Body of Christ)、ザ・ウェイ・インターナショナル (The Way International)、ダイヴィン・ライト・ミッション (Divine Light Mission)、ザ・トニー・スーザンアラモ・クリスチャン・ファウンデーション (The Tony and Susan Alamo Christian Foundation) を掲げている。⁽⁶⁾

かかる見解に対して、レオ・プフェファー (Leo Pfeffer) は、「不人気なセクトへの平等な保護」と題する論文⁽⁷⁾の中でカルトについて冷静に分析し、次のように述べている。

社会学者ツァレスキー (Zaretsky) とレオン (Leone) は、「一九七四年の著者「現代アメリカの宗教活動」の序論でカルティズム (Cultism) について二六の特徴を示唆しているが、それら特徴の中には「教会の多くは、十九

世紀のアメリカプロテスタンティズムの分枝である。これらのうちいくつかは輸入された宗教であり、一般的にこれら全ては十九世紀の間に合衆国にもたらされる集団に関係している。「集団の多くは相互に教義的、社会的分派を通して発展してきている」、「最近の歴史の中でこれら集団は、社会からの迫害に直面し、その問題を法廷で解決しようとしている」というそれが含まれている。その他の特徴は、集団はカリスマ的人物を取り巻いて組織され、しばしば会員の強固な規範を有し、もしそれを侵害したならば追放につながる一連の明確な準則を有しているというものである。そして、集団は、他の競合する宗教に承認を要求することはなく、自らが神 (the Divine) と唯一不断の接触を有していると考えているというものである。

しかしながら、かかる主張や教義は、カルトに限定されるものとは言えない。カルトは、確立され、敬意を表される信仰とほとんど同じであるといつてよい。キリスト教やイスラム教は、ヘブライ人の宗教から「教義的、社会的分派」を通して発展してきたものである。そしてヘブル書 (the Hebrews) やキリスト教徒は、はたしてそれぞれの聖職者を通してのみ神との接触があり得ると主張しなかつたであらうか。

その他の社会学者は、カルトについてそれぞれ各々の定義を試みており、何人かの社会学者はカルトという用語を避けている。ツアレスキーとレオンは、むしろ「周辺の教会 (marginal churches)」について述べたのであって、その他の社会学者、人類学者、社会心理学者及び宗教学者も、「カルト」についてめいめいの定義を試みているのである。多分、無党派の素人の観察者は、「もしあなたがそれを信するならば、それは宗教であり、或いは多分宗教そのものでしょう。またもしあなたがそれについてとやかく言わなければ、それはセクト (sect) であり、あなたがそれを恐れたり憎んだりすれば、それはカルトです」という定義を行うであらう。たとえどんな専門用語がその他の学問分野に存在しようとも、カルトは国教を樹立し、宗教の自由な活動を禁止する法律を禁ず

る合衆国憲法修正第一条の目的のみならず、公職につくに際しての宗教上の審査を禁止する憲法規定の目的からいっても「一つの宗教」である。⁽⁸⁾

かかる観点に立つてプフェファーは、「合衆国憲法修正第一条の信教の自由の保障の目的は、不人気な宗派(unpopular creeds and faiths)」、を保護することであつたし、現在もそうである。憲法は、聖公会信徒(Episcopalians)、メソジスト教徒(Methodists)、長老派教会信徒(Presbyterians)、或いはその他の十分に確立し、且つ長く受け入れられている宗教の安全を保障するためには必要ではない。修正第一条の真髄は、もし我々がカルトと呼んでいる宗教が官吏や大多数のアメリカ人の目に不人気に映ることの故に修正第一条の保障圏内から排除されなければ、致命的損傷を被るであろう」と明確に述べている。⁽⁹⁾

トーマス・ロビンズ(Thomas Robbins)は、「形式的定義はできないとし、それを断念している。即ち、「カルト」という用語は、ますます種々の要素を含んだ集団及び運動の集合物に用いられてくるようになった。そしてその結果、明確な法学的、或いは社会学科のカテゴリーとして不適当なものとなつてきている。カルトという用語は、不人気な型にはまらない宗教的な、そして時としては政治的な集団に用いられる文句に言及するために用いられる。この文句が適用される集団は、常にではないが、しばしば、権威主義的、共同社会的であり、全体主義的である。要するに、「カルト」は、「カルト」だと批難されるあらゆる集団を指すのである。⁽¹⁰⁾

三 カルトの活動

(a) 募集

カルトに向けられる最も頻繁な非難の一つは、カルトが新会員を募集するに際して人を欺く手法を用いるということである。即ち、募集者は、個人に宗教集団の行事に参加するよう勧めていることを告げず、会合の目的が応募者の精神作用や世間の他の人達との関係を変えする方法を手解きすることにあることも忠告しない、と批難される⁽¹¹⁾。青年は、しばしば、意味内容、参加することによって生ずる結果、或いはカルトが彼に要求する命令を完全に理解しないでカルトに入会していくであろう。場合によっては、カルトの名称やその宗教的特質も、初めは応募者に秘密にされ、かかる情報が提供されたとしても徐々にカルトの教義及び実践を手解きされていく、という⁽¹²⁾。

しかし、かかる非難を一律に評価することには困難性がつきまとう。蓋し、様々なカルト集団の間にその募集活動に大きな相違があり、同一のカルト内においてさえ、その地理的場所の違いによって活動に相違があると考えられるからである。カルトへの入会が自己の意思に基づかない不本意な (involuntary) なものであることを理由に国家介入を正当化しようとする論議にとつて、最初の募集段階に詐欺 (deception) があつたか否かが、重要な要因となつてくる。従つて、ある入会者が、自己の入会によつて生ずる結果を完全に知悉した上で入会した場合、その後のカルトの行動がどうであれ、彼の入会は自由意思に基づく自発的な (voluntary) なものであると言ひ得るのである。

リチャード・デルガド (Richard Delgado) は、カルティストの不本意の入会を知識と同意能力との間のマトリックスであると概念化している。即ち、応募者が最初に話もちかけられた時、彼は完全な同意能力を有しているが、告知されるべき同意の基礎となるべき知識は欠落している。彼の知識が増加するに従つて、同意能力は減少する。従つて、彼は、十分な量の知識と完全に自由意思から出る同意能力を同時並行的に決して持ち合わせない⁽¹³⁾。

換言すれば、個人が同意を与えるに必要十分な知識を有するに至る時点においては、彼はその同意を自由意思に

基づいて与える心理学的能力を欠けていることになる。逆に、服すべき活動についての完全なる知識をもってカルトに入会した応募者は、カルトの活動の内容如何を問わず、カルトに自由意思に基づいて参加していると見做されると推断され得るのであつて、たとえ参加者が生活態度の変更に服したとしても相違はないのであり、彼はかかる生活態度の変更に堪えることに同意する権利を有する、⁽¹⁴⁾ということになる。

いずれにせよ、どの程度にわたつて人を欺く募集活動が行われているかを推測することは困難であり、全てのカルト集団が常にかかる活動を行っていることは、いたつて不明確である。所与のカルトが、かかる活動を行っているか否かを決定する絶対確実な方法は、存在しないと言うべきであらう。⁽¹⁵⁾

(b) 教化過程における強制説得

反カルト主義者は、教化過程について次のように批難している。

カルトの教化活動は、思考力の巧みな操作、或いは洗脳という計画的、且つ複雑な行動様式をとり、被害者の教化に抵抗する通常の能力を侵害する。応募者がカルトの影響下に止まれば止まるほど、彼の抵抗能力は弱っていく。そして最終的にかかなりの時間、カルトの影響下に止まれば、彼は、自らの意思決定能力を喪失するというほどに認識能力が欠落する。

洗脳の過程は、いくつかの巧みな操作という行動様式を同時に使用するという複雑なものである。一般に教化は、比較的隔離された環境の下で行われる。退去することに物理的障害は存在しないとしても、心理的圧迫と当該場所の遠隔さが、応募者を逃げださないようにしてしまふ。そこに居る間、彼に対して強制が加えられる可能性があり、経験豊かな会員が彼に注意力と愛情を浴せ心理的に巧みに操る。応募者が躊躇のない服従意思を示すと、会員は愛情表現を強め、逆に彼が会話を疑問視すれば突然批難を浴びせる。応募者は、決して一人にはされず、或いは新し

く入って来た応募者と会話することも許されず、常に経験豊かな会員に付き添われる。彼は、ほとんど十分な睡眠を許されることはなく、また栄養不足の食物を施与される。その間に、彼は、徐々に且つ混乱状態の中でカルトの思考方法へと導かれていく。生じてくる問題点や疑問点は、克服しなければならぬ誘惑であると告知され、彼の信じようとする信仰を捨てるよう唆す家族を含む全ての部外者は、回避すべき存在だと教えられる¹⁶⁾。

このように反カルトの立場をとる論者は、幾分、感情的にカルトを攻撃しているが、ここで考察しなければならぬ問題は、カルトへの参加が本意であるという理論を根拠に国家の介入を十分に正当化し得るか否かという問題である。

四 デイプログラミング

デイプログラミングは、反カルト主義者達の強力な武器となっている。E・ルーム(E. LeMoult)に従えば、デイプログラミングとは、宗教団体の信者からその意思に反して体の自由を奪い、監禁し、その宗教的信念を放棄するまで強力な精神的、感情的圧迫を加え、そして時としては、物理的強制に服せしめることを意味する。そしてデイプログラマーとは、両親又は近親者の要請に基づいて宗教セクトの会員に対して上記の諸活動を行う専門家なのであり、手数料をとって働き、場合によるとその額は二万五千ドルにも及ぶという。彼らデイプログラマーやある親は、これら全ての新セクトは青年を洗脳するための秘密結社の一部であり、彼らをゾンビ(Zombie)に変容するものであると確信していると言われ、デイプログラマーは、多くの本質的に異なる団体の信仰又は実践を識別する努力をすることなく、相違なる団体を同じものとして扱っていると言われる¹⁷⁾。

レルームによれば、ダイプログラミングの過程は、誘拐(abduction)から始まる。しばしば被害者は、力ずくで車に押し込められて誘拐者以外のだれ人とも接触できない場所に連行され、意思に反して三週間以上拘束される。しかしながら、最初のダイプログラミングは、二三日で終了する。被害者の睡眠は奪われ、彼は自らの信念が誘拐者の賛成を得るまでは開放されない旨告知される。家族構成員同様ダイプログラミング集団の構成員は、被害者が拘束されている部屋に入って来て、彼が新しく見出した宗教的信念を撤回するまで質問と弾劾でもって激しく攻撃する、⁽¹⁸⁾という。

ダイプログラミングの一人、テッド・パトリック(Ted Patrick)は、T・デューラック(H. Dulack)との共著「我々の子供を自由にする」(Let Our Children Go)の中で、一人の被害者に「私はここに三ヶ月でも四ヶ月でも止まることができる。それ以上長くてもだ。だれもどこへ行くことはできない」と語っている。彼は、誘拐を妨げようとする人々に棍棒を使用し、被害者の睡眠を制限し、誘拐を成功させるために暴漢を雇い、ハーレ・クリシュナ教徒会員に暴力を用いることを認めているのである。⁽¹⁹⁾

レルームは言う。ダイプログラマーは、宗教セクトに対して広大無辺な審判を下す権限をいったいどこで得たのであろうか。人が洗脳されると判断し、或いは強制的に行動を制限する危険な方法を用いるどのような権威を持つているのであろうか。この人達は、精神科医、神学者又は社会学者のグループであろうかと問う人がいるかもしれないが、答えは否である。例えばテッド・パトリックは、自分は高校中退者であると言っている。彼の唯一の訓練は、聖書の実用知識かと思われる。彼が東洋の知識について何か知っているという証拠は全くない。また、他のダイプログラマーが、精神、魂、神、或いは後世について判断する資格があることを示すものは何もないのである。⁽²⁰⁾

トーマス・ロビンスは、ディプログラミングを「真偽の疑わしい教化を通じてカルトの成員になった個人を信仰破壊する (deconvert) 試み」と定義し、現代のディプログラミングは、三つの基本的形式をとるとする。

第一の形式は、自発的ディプログラミング (voluntary deprogramming) であり、そこにおいては回心者は、非強制的に伝統的聖職者、反カルト活動家、或いは元会員とカルトに広範囲にわたって接近する前に話し合うよう説得され、この場合、法的問題は生じないとする。

第二の形式は、非合法的ディプログラミング (extra-legal deprogramming) であり、そこにおいては回心者は、両親又は両親の代理人によって裁判所命令の発行なくして誘拐される。

第三の形式は、合法的ディプログラミング (legal deprogramming) であり、そこにおいては回心者は、裁判所が発行する一時的保護者権 (temporary conservatorship) 又は後見権 (guardianship) に基づいて留置され、物理的に拘束される。そして後者の二つは、しばしば両親が、時としては自治体当局と共謀して裁判所命令で承認された権限の限度を越える場合重複するとする⁽²¹⁾。

合法的及び非合法的ディプログラミングは、両者とも回心者の合意に基づかない、或いは不本意なディプログラミングである。合法的なそれは、カルティストを両親の法的保護の下に置く裁判所命令に従って留置した後に行われ、非合法的なそれは、カルティストが通りや公共の場所で一人になったところを待つて強制的に体の自由を奪い、或いは彼が家族や友人を訪問している際に強制的監禁をもって実行される。従って、合意に基づかないディプログラミングは、カルトを脱会させる目的をもってカルティストを強制的に監禁することをその内容としているのである。

五 合衆国最高裁判決にみる宗教的少数派の権利

合衆国最高裁判所は、社会一般が受け入れない宗教についてどのように判断してきているのであろうか。また、その活動については、どのように捉えているのであろうか。

一九四四年「アイ・アムムーブメント」(「I AM movement」)の創立者W・バラード(W. Ballard)とD・バラードが、虚偽の詐欺的な表現と約束をもって郵便を利用し、資金と会員を勧誘したとして起訴された United States v. Ballard⁽²²⁾で法廷意見を述べたダグラス判事は、次のように判決を下している。

「思想の自由は、それは宗教的信念の自由を含むものであるが、自由人の社会の基礎をなすものである。それは、正統派信仰をもつ者にとっては邪説としてとらえられる生命や死や来世に関する理論を保持する権利を認める。異端審問(Heresy trial)は、我々の憲法になじむものではない。人は、立証し得ないものを信することもあり得るが、その宗教的教義又は信念が審問されるがごときはあってはならないのである。ある人にとっては生命と同様真実である宗教上の経験は、他の人にとっては理解できないことかもしれない。しかし、それが人間の知識の範囲外にあるかもしれないという事実は、それが法の前で疑いあるものとされるといふことを意味するものではない。多くのものは、その教義を新約聖書からとっている。しかし、教義が虚偽の陳述を含んでいるか否かを決定する任務を負う陪審員の前で審理されなければならないとするのは、ほとんど考えられ得ないであろう。新約聖書にある奇跡、キリストの神性、死後の生命、祈禱の力は、多くの宗教的確信の深部にあるものである。陪審員が、悪意をもってこれらの教義を虚偽であると認定したが為に人が刑務所に入れられるならば、信教の自由からはほとんどのものが取り除かれてしまう結果になる。憲法制定者は、宗教セクトの多種多様な極端と見做される見解、セクト間

のはなはだしい見解の相違、そして全ての人が同意するであろう一つの宗教的教義の欠如に気づいていなかったわけではない。彼らは、相反する諸見解を最も広く寛大に取り扱うことをもくろんだ憲章を作成した。人の神に対する関係は、国家の関知するところではない。人は、自分の好きなように礼拝する権利及びその宗教的見解の真実性について何人の質問に対しても答えなくてよい権利を認められている。被上告人の宗教的見解は、ばかげたものであるとは言えないにしても、多くの人々にとっては信じられないものと思われるであろう。しかし、このような教義がその真意を判定するよう任務づけられる陪審員の審理に付せられるとすれば、いかなる教派の宗教的信念にも同様のことが行われることになる。事実審裁判官が、上記の仕事を引き受けたならば、彼らは禁じられた領域に立ち入ることになる。修正第一条は、優先的取り扱いをする為の一つの集団又は一つの宗教を選抜するものではない」。

ダグラス判事は、一つの信条が宗教であるか否かの範疇づけには、その教義の見解に依存することはできないとしたのである。United States v. Kauten⁽²⁴⁾でハンド判事が判示しているように、宗教は論理の手助けを受け入れられ、論理によって制約されることは拒否する⁽²⁵⁾。そして、宗教は、正統派の不合理性にも拘束されるものではなく、宗教的なものとしての一つの信条の特徴づけは、信奉者以外のだれ人の権限にも属さないといえる。

最高裁が最も詳細にわたって宗教の定義の考察を行う機会にめぐまれたのは、「一九四八年一般軍事教練徴兵法(Universal Military Training and Service Act of 1948)」第六条(j)の良心的兵役拒否の解釈をめぐる争われたUnited States v. Seeger⁽²⁶⁾である。クラーク判事は、法廷意見の中で、次のように判示している。同法第六条(j)は、「宗教的修練及び信念とは、いかなる人間関係から生ずる義務よりも高次の義務を含む至高の存在(Supreme Being)との関係における個人の信条を意味する」と規定し、「神」という名称ではなく「至高の存在」

という表現を使用しているが、これは、議会在全ての宗教を受け入れ、そして本質的に政治的、社会学的若しくは哲学的見解を排除する為に完全に宗教的修練及び信念の意味を明らかにするがためであった。至高の存在との関係における信念の判断基準は、誠実で且つ有意義な所与の信念が、明らかに兵役免除の資格を有する人の内面において正統派の信ずる神が満しているのと等しい位置をその信念を有する者の生活の中で占めているか否かである。かかる信仰が、各々それを有する人の生活の中で相等しい地位を占める場合、ある人は至高の存在との関係があり、他の人はそうでないと言い得ない。⁽²⁷⁾

宗教的修練及び信念という文言には、他のあらゆるものがそれに従属し、若しくは究極的に他のすべてがそれに依存している力又は存在、或いは信仰に基づくあらゆる誠実な宗教的信念が含まれる。その判断基準は、以下の言葉で述べられよう。即ち、それは、法律上定義された兵役免除の資格をもっていることの明らかかな人々の内面において、その信ずる神が満しているのと等しい位置をその信念を有する者の生活の中で占めているある誠実、且つ有意味の信念である。この解釈は、ある者には兵役を免除し、他の者には拒否することによって、相違なる様々な宗教的信念を差別しようとする意図が議会にあつたとされることを避けることになる。またそれは、宗教上の主義に基づく兵役拒否者に対して等しい扱いをするという十分に確立された議会の政策と一致している。⁽²⁸⁾

少数派の宗派活動に関して、エホバの証人 (Jehovah's Witnesses) に戸別訪問し、改宗の勧誘を行い、パンフレットや宗教書を配布する権利を認めた *Cantwell v. Connecticut* ⁽²⁹⁾ で、法廷意見を述べたロバーツ判事は次のように判決を下している。

当法廷は、本件において身体に対する危害の脅威、攻撃的態度、意図的比礼、人身攻撃があると認定することはできない。これに反して、話を聴く人に書物を購入してもらい、原告が真の宗教と考えている団体の利益となるよ

う金員を寄付するよう説得する努力のみが認定される。宗教的信念及び政治的信条の領域においては、鋭い意見の相違が生ずる。この二つの領域においては、一人の主義は、彼の隣人にとつては最も不快な誤った考えと映るであろう。弁護者が自らの見解を他人に理解してもらおうと、時として誇張的表現や教会や国家において重要な地位を占める人達の中傷に訴えるものであることは、周知の事実である。しかし、この国の国民は、その歴史に照らして行き過ぎた行為や濫用があるにも拘らず、これらの自由は、民主主義社会の国民にとつて本質的なものであると定めたのである。⁽³⁰⁾

従つて本判決の法理からして、宗教団体が会員を誘引し、入会させ、そして教義を教え込む言論活動は、必然的に保護されなければならない。そして、国家が、回心させることが洗脳であるか否かを決定することを許されたとするならば、国家が宗教経験の妥当性、宗教の根本的価値に異議を唱えることになる。かかる国家による決定は、修正第一条に定められた「宗教の自由な活動」、「国教禁止」、及び「言論の自由」を侵害すると言わざるを得ないであろう。⁽³¹⁾

六 カルトに対する裁判所の対応

裁判所は、カルト問題にどのように対応しているのであろうか。以下、「洗脳」、「強制説得」をめぐる司法判断、合法的ダイプロگرامミング、非合法的ダイプロگرامミングをめぐる司法判断について触れてみよう。

(1) 「洗脳」、「強制説得」をめぐる司法判断

⁽³²⁾

Meroni v. Holy Spirit Ass'n For Unification

一九七七年十月、当時コロンビア大学の学生であった本件原告の息子チャールズは、統一教会の会員となるため修練会に参加し、一ヶ月たたないうちに修練会をぬけ出し、自宅に戻り、七八年一月に自殺するまでそこで生活していた。原告は、統一教会、原理研究大学協会 (C. A. R. P.)、及び教会の募集者に息子の自殺に責任があるとし、損害賠償を求め本件訴訟を提起した。³³⁾

一九八六年、ニューヨーク州高位裁判所上訴部は、教会の新会員募集の方法は一般的、且つ容認された改宗実践といえるものではないという主張を退けている。ニーホフ判事が、法廷意見を述べている。以下判決要旨である。

原告は、以下のように主張する。被告統一教会は、故人を高度に計画化された活動の操作下に置き、彼の注意力を減じ、人事不省に陥れた。彼は、絶食状態に置かれ、詠唱その他の活動に従事させられた。被告教会は、「洗脳」と呼ばれる一つの催眠術操作を用い、洗脳に成功した。その結果故人は、この強烈な集中的プログラムによって精神錯乱を起こした。そして、故人に対して全ての情報からの隔離が実行された。

ニューヨーク州上訴裁判所は、近年統一教会はその教義、教理及びその活動の重要な部分が宗教的であるが故にその主要目的 (Primary purpose) が宗教であると認定した (Matter of Holy Spirit Ass'n. for Unification of World Christianity v. Tax Comm. of City of N.Y., 435 N.E. 2d 662)。従って、合衆国憲法修正第一条は、当州裁判所が統一教会の宗教的信念を審理することを禁じていると言わなければならない (Serbian Eastern Orthodox Diocese v. Milivojevic, 429 U.S. 696)。

合衆国憲法は、教会は不法行為を犯さない限り、裁判所の介入を受ける事なくその宗教的信念を実践できることを保障しているのである。訴訟記録によれば、統一教会の信仰の一つは、その募集が肉体的、精神的修練に耐えることにあることは明らかであり、原告が主張する統一教会の活動は、情緒的苦痛を故意に加えたという責任を生ぜし

めるものではない。

被告統一教会の行動は、例えば、断食、詠唱、体操、世間から隔離された生活、告白、講義、高度に組み立てられた労働、及び修練スケジュールであつて、一般に容認された宗教的伝道実践である。故人が教会の計画の結果として「洗脳された」という原告の主張は、全体としての状況の下に考察されなければならない。即ち、所謂「洗脳」を受ける者が自発的に修練会に参加し、また「精神操作」を誘発すると申し立てられている様々の活動が、いかなる角度からみても我々の社会から不道徳であるとは見做されないと考えられる時、それらは極端なものでも非道のものでもない宗教教化の方法として考えられなければならない。

原告は、故人の「情緒的苦痛」を「精神錯乱」、「抑鬱状態」であると主張するが、かかる事実は被告の伝道実践を極端、或いは非道なものとするものではない。蓋し、精神錯乱、抑鬱状態に陥った人が宗教の導きを求め、自らの問題解決のために宗教の命令に身を託すことは稀なことではないからである。

洗脳を受けたという主張は、これまで述べた行為に基づくものであるが、かかる行為は、宗教集団や他の集団によつて一般に行われているものであつて、教化のための合法的手段であると社会が受け入れているものである。これらの行為は、責任を生ぜしめるほど社会にとって極端な非道、或いは侵害的なものとは見做されないのである⁽³⁴⁾。
(傍点筆者)。

Molko v. Holy Spirit Ass'n. For Unification⁽³⁵⁾

弁護士を目指していたデビット・マルコ (David Molko) 当時二八歳は、カリフォルニア州で一九七九年一月、統一教会に入会し、同年四月には教会へ六千ドルの寄付金を行うまでの活動家になっていたが、同年七月、弁護士資格取得試験最終日、二人組に強制的に誘拐され、信仰を捨てるよう説得され、教会とのつながりはその時点で終

了した。

学生トレーシー・リール (Tracy Leal) 当時一九歳は、一九七九年六月、統一教会に入会し、同年九月、ロサンゼルスで募金活動に従事していたが、同年十月、市内の通りで両親に雇われた人物に誘拐され信仰棄捨を説得され、教会とのつながりはその時点で終了した。尚、二人とも物理的に拘束された事実も、集団を立ち去ろうとした事実も存在しない。

一九八〇年七月、二人は、人を欺く巧みな方法を用いて統一教会へ入会するよう勧誘されたのであると主張し、詐欺、情緒的苦痛を故意に加えられたとし、不法監禁 (false imprisonment) を理由に本件損害賠償請求の訴えを提起した。⁽³⁶⁾

カリフォルニア州控訴裁判所は、一九八六年、原告主張の「精神操作」の証拠は憲法に抵触するものではないと判示し、原告敗訴の判決を下している。クライン首席判事が、詐欺行為と偽り、情緒的苦痛、不法監禁の三点にわたって詳細に法廷意見を述べている。尚、統一教会からディプログラミングをめぐる反訴が提起されているが、本題と直接関連しないので割愛する。

(i) 詐欺と偽り——心理学者マーガレット・シンガー (Margaret Singer) は、次のように証言している。統一教会の募集者達は、新会員が自らの自由意思と判断を喪失するところまで取り巻く「社会的影響力ある組織的操作 (systematic manipulation of the social influence)」にたずさわっている。シンガーは、詐欺的行為が本件原告の両者の募集にあり、二人の心理的監禁は、統一教会によって利用される組織的なものの典型であり、教会のはなはだしく洗練された教化テクニックの結果として、二人は自己の意志と判断を働かせることができなくなり、詐欺的に募集されたという事実に対応できなくなった、と証言している。

また、精神科医サミュエル・ベンソン (Samuel Benson) は、統一教会やその他のカルトが利用する方法は、毛沢東の下で中国共産党が採用した方法に実質的に類似しており、マルコとリールは教会を立ち去る判断能力を喪失していたのであつて、募集者が採つた方法の結果として情緒的苦痛を加えられていた、と証言している。⁽³⁷⁾

原告らは、教会員に騙されて入会したと主張している。宣誓証言の際の原告らの証言を参考にして予審法廷は、入会に際して原告らは、個人的に感得していた心配や不安が解消したので集団に加入することを同意したのであり、また、原告らが「当該集団は統一教会の一部分であると知つた時に立ち去ろうと思えば立ち去ることができたのに、そうしなかつたし、そうしようともしなかつた」という事実から、原告らが正式の入会とは関係のない理由で当該集団に入会した」という証言は採用されるが、「被告を止まらせる原因となつたのは、彼らが入会していることを知らなかつたためではないことが原告らの行動によつて理解できる」と裁定している。

原告側専門家の科学的予見は、統一教会の教義と教会員を支配している靈性 (spiritual nature) という宗教的側面を無視するものであつて、この点で、専門家提出証拠は、原告ら自身の宣誓証言を無視し、本件訴訟における原告らの立場と一致しない。原告らは、統一教会の宗教的信念の誠実性を認めているのみならず、他の教会員と同様に心から信仰を受け入れたことを認めている。更には、原告らは、實際上、入会の際の教会員によつて為された不正確な説明に宗教的特色があつたことを認めている。予審法廷は、専門家の上記意見を採用し得たであろうが、かかる結論に到達する為には統一教会の宗教教義の真正及び道理を問題とし、審理せずには不可能であつたのであつて、かかる審査は、憲法が禁止するところのものである。

原告らが、暴力的脅迫又はその他の不法行為により教会に加入し、止まるよう勧誘されたという証拠は存在せず、また主張も為されてはいない。従つて、当法廷には、精神衛生の専門家によつて国家が司法手続を通して介入し、

責任を課すことができるほどの公共の安全、平和或いは秩序に対する実質的脅威が示されていない。かかる状況において責任を課すことができ得るものとすれば、全ての離反した信者は、宗教団体によって「洗脳」された主張する訴訟を提起することが可能であり、また裁判所は、元信者のうちだれが真の信仰に基づいて行動し、まただれが「精神操作」を受けたかの決定にかかりを持つことになる。このことは、修正第一条に相反する結果とながると言わざる得ない(傍点筆者)。⁽³⁸⁾

(ii) 故意の情緒的苦痛——原告らは、被告の偽りの説示と精神操作によって情緒的苦痛を被ったと主張し、かかる主張を主としてペンソンの証言に依存している。

証拠及び予審法廷の認定から明らかなように、原告らは統一教会に入会し、その際、各々が経験して得ていた自己の欲求を満足させるべく会員に止まったのであって、教会に入会することを強制され、或いは脱会を妨げられたという十分な証拠は存在しない。逆に、原告らは、非会員と自由に連絡を取り続け、教会との関係を断ち切り、その教義を拒否することができたのであって、原告らを募集し、教化するのに用いられた手法は、実質的に他の組織が使用しているそれと変わりなく、非道なる行為の強制的要素だというほどに不当なものでも、社会的寛容の枠を越えるものでもない。更に、原告らが訴えている脅威は、神の応報 (divine retribution) のそれであって、かかる脅威は勿論統一教会に独特のものではないが、修正第一条によって保障され、情緒的苦痛を故意に加えられたという主張の根拠にすることはできない(見よ、Fowler v. Rhode Island, 345 U.S. 67(1953); Van Schaick v. Church of Cal., Inc. 535 F.Supp. 1125(1982))。もしかかゝる種類の脅威を理由に訴訟提起が可能であるとすれば、元信者による宗教団体に対する訴訟は際限のない、そして手のつけようがないほどに広まるであろう。しかし、かかる結果は、修正第一条の認めるところではない⁽³⁹⁾(傍点筆者)。

(iii) 不法監禁——原告らは、サンフランシスコ内の様々な場所に不法に監禁されたとし、かかる不法監禁は原告ら及び家族への危害の脅威、睡眠の剥奪及び精神操作によって果されたと主張する。

しかし予審法廷は、原告らは決して物理的に拘束又は監禁されたことはないと認めており、通例理解されるような不法監禁はなかつたと認定している。事実、マルコは、監禁されていたと主張する時期、弁護士資格取得コースに通っていたのである。唯一原告らが依拠する証拠は、精神操作に関する前記二人の専門家の宣誓証言であるが、既述したように、本件においてこれを採用し得ないと結論しなければならぬ。⁽⁴⁰⁾

しかし、カルフォリニア州最高裁判所は、一九八八年、本件上訴に対して「詐欺と偽り」、「故意の情緒的苦痛」はあつたとして、一部容認、一部破棄の判決を下している。⁽⁴¹⁾

はじめに、控訴審判決は、シンガーとベンソンの宣誓証言の採用は、憲法修正第一条に規定する宗教の自由な活動条項の下で禁止された審査の問題を生ぜしめると判示しているが、第一に、我々は、正確なバースベクティブで憲法論議をしなければならない。控訴審は、マルコとリールの主張は、シンガーとベンソンの証言に全く依拠しているとしている。したがって、控訴審は、その論議を証言の容認が修正第一条に抵触するか否かの点から組み立てている。我々は、連邦及び州憲法の下で同一の争点にたどりつくが、我々は証言の点からではなく、洗脳理論それ自体の点から組み立てるのである。シンガーとベンソンの証言は、原告主張の洗脳理論に科学的根拠を提供しているけれども、当法廷は、基本的主張は原告ら自身の宣誓証言の中で詳細に述べられていると認定するものである。故に、仮に証言は排除されるべきであるとしても、その排除は、summary judgment (正式な事実審理を経ないでなされる判決)の目的の為に洗脳の主張に影響を与えるものはない。⁽⁴²⁾

次に、州最高裁は、宗教の自由な活動条項をめぐり厳格審査基準、つまり「やむにやまれぬ政府利益テスト」を

展開し、本件に右テストを適用し、以下のように判示している。即ち、統一教会の詐欺は、表面上は世俗的であるけれども、それは明らかに「宗教的信念に根ざしたものである」。このことは、かかる教会の虚偽の陳述が政府の規則から免除されることを意味するものではなく、それは、かかる規則が憲法上の厳格審査に耐えなければならぬことを意味する。本件訴訟は、疑うことを知らない部外者を―教会の―高度に組織化された環境に引き入れる為、虚偽に陳述を為し、或いは、教会との同一性を隠すという教会の活動に関するものであり、かかる活動は、それ自体、「信念」ではなく、社会の保護のために規制に服す活動である。

詐欺的な新会員募集活動に対する不法行為責任は、社会に対して実質的負担を課すものではない。詐欺による責任に服せしめることは、いかなる方法、或いは程度においても教会の会員が彼らの宗教的共同体を営み、自ら望むよう礼拝し、他人と交わり、書物を販売し、配布し、通りで改宗させ、資金を勧誘し、或いは文鮮明のメッセイジを民衆に伝達することを妨げ、禁止するものとはならない。⁽⁴³⁾

次にかかる不法行為責任を課すことに、やむにやまれぬ州の利益が存在するか否かが判断されなければならない。我々は、教会の詐欺的行為が提供する「公共の安全、平和或いは秩序」への実質的脅威があると認定することに何等の困難性も持ち合わせない。強制説得を体験する幾人かの個人は、無傷であろうが、多くの人は、著しく、且つ時として取り消すことのできない肉体的、心理的混乱を發見する。それは、場合によっては、精神的分裂症、自己損傷及び自殺行為にも結び付くのである。州は、その市民がかかる潜在的に危険なプロセスに欺かれて気づかないうちに陥ってしまうことから保護することに、やむにやまれぬ利益を明らかに有している。

州は、同様に家族制度を保護することに、やむにやまれぬ利益を有している。家族は、その構成員の一人が気がつかないで強制説得に服した場合、常に著しいストレスを被り、また時として著しい財政的損失を被るのであるか

らである。州は、詐欺及び惑わしの結果招来するかかる減損から家族を保護することに、やむにやまれぬ利益を有している。

故に、人を欺く改宗活動に対する不法行為責任は、統一教会の宗教の自由な活動にぎりぎりの負担を課すものではあるけれども、かかる負担は、同意していない個人を強制説得の場に詐欺的に誘導することによって生ずる公共の安全、平和及び秩序に対する実質的脅威から個人及び家族を保護することに有するやむにやまれぬ州の利益によって正当化されると結論づけるものである。⁽⁴⁴⁾

本判決に従えば、宗教団体の会員が改宗させる意図を持って人に近づき、真の意図を伝えなかった場合、いかなる場合にも、裁判所が宗教団体の責任を認定するということになる。この判断規準に従えば、教会は、十代の会員が改宗させる意図をもって友人を日曜日の奉仕活動に誘っても、責任が認定される可能性がでてくるといわざるを得ない。また、州最高裁判決の究極的効果は、あらゆる宗教による改宗活動の規制にあるということになる。かかる州による改宗規制は、新旧含めて全宗教団体に影響を与える憲法上許されない干渉となる。

更には、判決は、共に祈祷し、神学を学び、瞑想し、歌を歌い、或いは講義を聞くといった宗教活動に通常伴う活動をも「強制説得」になるとしていると考えられるが、これでは、権利侵害とはならない改宗活動までが、不法行為責任を負わされたことにならない。

しかし、連邦地方裁判所で最近争われた二つの事件——刑事事件と民事事件——において、マーガレット・シンの説く洗脳理論は、採用されていない。⁽⁴⁵⁾

第一の事件は、United States v. Fishman⁽⁴⁵⁾である。郵便を使つての詐欺で起訴されたサイエントロジー教会の会員が、シンガーと社会学者リチャード・オフセの説く洗脳理論に基づき、当該行為の際にサイエントロジーによつ

て行われた洗脳による無能力状態にあったとし、心神喪失を主張した。しかし、一九九〇年三月、連邦地裁は、「宗教的カルトによって行われる強制説得に関するシンガー及びオフセの理論は、連邦裁判所において証拠として有効と認められるにまで十分確立されたものとはいえない」と判示している。

第二の事件は、Kropinski v. World Plan Execution Council⁽⁴⁶⁾である。本件は、超越的瞑想(Transcendental Meditation, TM)の前活動家が、自分は洗脳されたため参加したのだとしてTMを訴えた事件である。事実審裁判所は、シンガーの洗脳および強制説得理論の証言を採用したが、連邦控訴裁判所は、一九九八年八月、本件をさらに証拠の審理を尽くすよう差し戻し判決を下したが、その際、「原告は、ドクター・シンガーの理論、即ち、身体に対する脅威または強制が存在しない場合、洗脳の技術が有用であるという理論は、科学の世界にあつてかなりの数にのぼる熱心な支持者がおり、一般的に容認されているという、いかなる証拠をも提示してはいない」と述べている。

(2)合法的ディプログラミングをめぐる司法判断

⁽⁴⁸⁾
Katz v. Superior Court

サンフランシスコ郡上位裁判所は、統一教会の二二歳以上の成人教会員の五人の両親の訴えにより「一九七二年カリフォルニア州検認法(Probate Act)」第一七五一節に基づき、両親を教会員の一時的保護者(temporary conservator)として指名し、統一教会によって教化された思想から被保護者をディプログラミングすることを許可する命令を発行した。そこで被保護者達は、カリフォルニア州控訴裁判所に当該命令の禁止又は一時的保護者によるディプログラミングの禁止を求めて請願した。⁽⁴⁹⁾

検認法第一七五一節は、「老齢、疾患、傷害、精神薄弱、放縱、麻薬常用その他の廢疾又はその他の原因によつ

て適切に自己又はその財産を管理することができない成人、かかる原因、或いはその他の原因によつて狡猾で肚黒い人物に欺かれ、つけこまれる者」に保護者の指名を認めている。当該規定は、一九七六年法第一三五七章第二五節で改正され（一九七七年六月一日施行）、「適切に自己を管理できない」と規定されていた箇所は、個人が「個人の必要性のために肉体的健康及び衣食住を維持することができない場合」に指名されると改正されている⁽⁵⁰⁾。また、一九七二年法第一八五一節は、全ての保護者は被保護者の保護、管理及び監督を行い、州内のいかなる場所にも裁判所の許可を得て被保護者の居住地を決定できると規定していたが、改正され（一九七七年六月一日施行）保護者を指名された如何なる人も自己の意志に反して精神衛生治療に付されず、被保護者の不本意の衛生治療は、「福祉施設法 (the Welfare and Institutions Code)」の諸規定に従つてのみ取得し得る旨が追加規定された⁽⁵¹⁾。

控訴裁判所は、一九七七年一二月、本件法律は憲法上漠然性の故に無効であると判示し、被保護者の請願を認め、シムス判事が、法廷意見を述べている。以下判決の要旨である。

(i) 検認法第一七五一節規定の漠然性——一九七二年、合衆国最高裁判所は、*Grayned v. City of Rockford* (408 U.S. 104) で漠然とした法律が害する重要な価値について指摘している。即ち、第一に人は、合法的行為と非合法的行為の間で自由に行動し得るのであり、法律は、通常の判断力をもつ人にいかなる行為が禁じられるかを知る機会を与えるものでなければならぬ。漠然とした法律は、公平な警告を与えないが故に、罪のない人を窮地に追い込むであらう。第二に、恣意的、差別的施行が妨げられるべきであるから、法律は、それを適用する者に明確な基準を示さなければならぬ。漠然とした法律は、警察官、判事及び陪審に彼らが恣意的且つ差別的適用を行う危険性を伴う基本的政策事項を委任している。第三に、漠然とした法律が、修正第一条の基本的な自由という微妙な領域にかかわる場合、これらの自由の行使を禁止する方向に機能する。法律の不明瞭なる意味内容は、必然的に国民

をして禁止された領域で広く行動するように導くのである。

本件にかかる法理を適用するならば、宗教による救済を求め、或いは政治運動にたずさわる個人は、狡猾で肚黒い人物に欺かれてきたとの訴えに基づいて他人の保護下に置かれるか否かについて予測することはできない。かかる訴えが申し立てられた場合、被保護者が選んだ教訓や友人を審理する裁判所又は陪審は、その行動を評価するよりよき基準を持ち合わせてはいない。またかかる手続の脅威があるとすれば、それは、個人の宗教目的の活動及び交際したいと思う人との交際の自由を著しく侵害するものと言わざるを得ない。

「狡猾で肚黒い人物に欺かれやすい」という第一七五一節の文言は、財産の損失に適用される場合はそれなりの意味内容を持つと考えられるが、非常に漠然としているが故に、思想の世界には適用できない。サブリミナル広告、テレビ、公開及び心理学的販売術が氾濫している現代社会においては、だれ人もいたる処で狡猾で肚黒い人物に晒されているのである。人が屈服する見込みの程度を審査することは、不可能である。信条、特に、宗教教義の分野においては、不可能でないにしても、虚偽及び詐欺が判断され得る一般的真实性を確立するのは困難である。従って、改正前の第一七五一節の規定は漠然としているが故に、本件において両親達が主張するように成人から行動の自由剥奪する手続には適用できないのであると言わなければならない。⁽⁵²⁾

(ii) 保護者権をディプログラムミング目的で両親に付与する手続上の問題点—本件において保護されるべきは、被保護者の財産ではなくその精神である。一九七二年法第一七五一節は、一九七六年法第一三五七章第二五節で改正されており、本件に適用されるべき現行法規定は、保護者権は個人が適切に個人的必要性のために肉体的健康及び衣食住を維持することができない場合に保護者を指名できるとなっている。当法廷は、改正規定を「適切に自己を管理できない」と規定していた前法の箇所を明らかにしたものと解釈する。本件において被保護者が非衛生的で

あったとか、衣食住を實際に奪われ、或いは確保することができなかつたという立証は為されてはいない。従つて、保護者の指名が正当化され得るか否かは、一に被保護者の精神衛生保護の為に必要性があるかどうかにかかつてゐる。尚、前記法第一八五一節の追加規定参照。

成人に達することによつて子供は、親の監督から解放され、未成年に適用される特別の手續又は監督にはもはや服さない。しかし、未成年の子供であつても、子供の自由を奪う処遇の場合、親の権利は制約される。即ち、国のみならず親も子供の治療の必要がなく、又は治療が著しく子供の自由を奪う場合は、子供を国の精神病院に入院させる利益を有さない。主要手續にアユール・プロセスを要求する子供の権利の承認は、故に、不当に子供の教育を監視する親の権利を侵害するものとはならない (*In re Roger S.*, 139 Cal. Rptr. 861 (1977))。

成人の有する自由の利益は、最良の精神衛生促進に有する国の利益に優位する。州は、危険ではない成人を精神衛生目的の為にのみに監禁することはできない。明らかに、州は、害なき精神病患者を心ならずも監禁し得ないことは合衆国最高裁の判示する処である (*O'Connor v. Donaldson*, 442 U.S. 563 (1975))。

成人者が著しく無能力でない限り、その行動の自由を奪う正当事由を「検認法」の下でも、「福祉施設法」の下でも認定することができない。治療を要する「強制説得」又は「洗脳」があるとすれば、「福祉施設法」に規定された市民的自由に関する基本的人権の保障に従つた後にかかる精神的無能力の存在、及び治療の為の精神的に無能力な個人に対する法的監督の必要性が決定されなければならない。かかる手續を踏まない限り、思想操作を目的とした誘拐を許すことになるであらう。従つて、当法廷は、検認法の諸規定は保護者指名を正当化する為に適用できないと結論するものである。⁽⁵³⁾

本判決についてロピンスは、判決を妥当なものとして評価し、次のように述べている。親は成人した子供の精神

的能力を問題にし、精神病施設へ収容しよう請願する権利を有する。しかし、収容基準が適合しない場合、強制的留置及び監禁は、正当化することができない。市民は一般に理性的であり、是非の分別能力があるとする前提に立つ法制度の下においては、しかるべき理由もなく無能力に介入し、或いは個人を無能力者として処遇することはできない。合法的ディプログラミングは、有害である。というのは、その濫用を正当化するために精神操作とか洗脳という漠然且つ不明瞭な観念に依拠しているからである。その結果、個人は、収監手続の手続的保障の手続を踏むことなく強制的に監禁され又は処遇される。かかる方法で遂行される一方的保護者権又は後見権の行使は、無能力の推定 (presumption of incompetence) を制度化する道に通ずる。⁽⁵⁴⁾

(3) 非合法的ディプログラミングをめぐる司法判断

Colombrito v. Kelly⁽⁵⁵⁾

事実関係が大変興味深いものがあるので少々長くするが、以下記述することにする。

一九七七年統一教会に入会していた当時二七歳の本件被告アンソニー・コロンプリトー (Anthony Colombrito) の母親は、一九七九年六月、弁護士を通して原告たる息子コロンプリトーに、一時的保護を付与する後見権命令をニュージャージー州裁判所に一方的に求めた。同州法には、かかる請願には二人の医師の宣誓供述書の添付を必要とする旨規定してあったが (N.J.R. Civ. Prac. 4:74-7(b))、母親は一通の宣誓供述書を準備しただけであった。六月中旬、同州上級司法裁判所は、母親の一時的後見を四五日間の期日で認め、その後十月中旬まで延長した(その間の手続、判例集からは不明)。

同命令に基づいて同年八月、コロンプリトーの両親は、ニューヨーク州バーリントン (Barrington) で開催中の統一教会の修練会を訪れ、原告を同州キングストン (Kingston) に夕食に行こうと誘い車に乗せた。原告は、

次のように証言している。即ち、車に本件被告ガレン・ケリー (Garen Kelly) とその仲間が車に乗り込みドアにロックし、原告を逃走できないように二人の真中に坐らせ、予めラジオ連絡を取っていたもう一台の車と共に父親が運転し、被告ケリーの祖母所有の同州アコード (Acord) の孤立した農場の移動住宅に拉致された。銃を持ったケリーと彼の仲間二人は、原告の意思に反してその中に一晩閉じ込め、裁判所命令に基づき原告を三十日間保護することができる旨を告げ、ディプログラミングを行った。見張りがドアの処に立ち、逃走を妨げた。

統一教会から連絡を受けた警察官が翌日原告を救助し、警察官は、原告は疲労しているが行動と反応が明瞭且つ理性的であることを確認した。原告は、自らの意思に反して監禁されたのであって教会に戻りたいと述べ、教会の修練会に復帰した。この事件の間、原告はニュージャージー州に滞在してはいない。

同年秋、原告は、ケリーとその仲間は、①宗教に対する憎悪に基づいて個人から公民権を剥奪する誘拐を禁じている合衆国法典第四二表題第一九八五条(3)を侵害して彼の公民権を奪った、②合衆国法典第四二表題第一九八三条を侵害して州法の仮面の下に憲法上の権利を剥奪した、③ニューヨーク州公民権法に違反して差別した、と主張し本件訴訟を提起し、ケリーに対する永久差止命令、補償的損害賠償、懲罰的損害賠償及び弁護士料を請求した。⁽⁵⁶⁾

およそ二年間の開示後、予審法廷が開廷され、オーエン連邦地裁判事は、被告が後見権命令を発行したニュージャージー州裁判所判事と共謀した証拠は存在しないのであって、原告は必要な州行為を立証していないとして第一九八三条の主張を棄却し、原告の第一九八五条(3)とニューヨーク州法に基づく主張に対する判断を留保した。

そこで被告側は、統一教会は第一九八五条(3)によって保護される真正な宗教ではなく、ケリーは原告の宗教への憎悪によってではなく息子の幸福への母親の関心から行動したと主張し、ケリーによってディプログラミングされた元教会員達は、教会は洗脳を行い、自由を奪い、そして基金調達に携った結果健康を害したと宣誓証言した。更

に、宗教及び医学の専門家が、相互の証言を行っている。

公判中被告側が、統一教会の指導者・文師 (Reverend Moon) を、果たして統一教会が真正な宗教か否かを審理するために召喚状を発行するよう要求し、オーエン判事はこれを発行したため、原告は、偏見に根ざすものであるとし訴訟の取り下げを申請したが、同判事はこれを拒否した。

文師証言の二日後の一九八二年五月、原告は、オーエン判事に偏見をもつ訴訟の取消し申請を認め、文師証言を中止するよう指図した第二巡回区連邦控訴裁判所の命令書を取得した。

訴訟取り下げ後、被告側は、合衆国法典第四二表題第一九八八条に基づいて弁護士料と第二八表題一九二〇条に基づく訴訟費用を請求した。オーエン判事は、二年後の一九八四年七月、いかなる証言聴取も訴訟延滞の説明もせず、統一教会に対して一九八二年五月から九%の利子をつけ加えた八万四千ドル以上の金額を支払うよう命じたのである。そこで原告と統一教会が上訴した。⁽⁵⁷⁾

第二巡回区連邦控訴裁判所は、一九八五年六月、公民権訴訟をめぐる弁護士料問題をめぐる判例法をたどり、原告の主張が根拠のないものであると認定することはできないとし、次のように判決を下している。以下判決要旨である。

第四二表題第一九八五条(3)解釈をめぐって、合衆国最高裁判所は、*Griffin v. Breckenridge* (403 U.S. 88 (1971)) で「訴訟は、同条項の下で原告が彼の憲法上の権利を妨げるために共同謀議によって損害を受けた場合に何等かの人種的な、或いはそうではなくとも階級に根ざした (Class-Based) 不当に差別的な意図が共謀者の行動の背景にある限り於て成立する」と判示している。この判決をうけて諸裁判所は、宗教に動機づけられた意図も同条項に基づいて訴訟を提起し得ると判決を下している (例えば、*Ward v. Conner*, 65 F.2d 45 (4th Cir. 1961); *Weiss*

v. Willow Tree Civic Association, 467 F.Supp. 803 (1979))。更に、統一教会の真正な宗教としての正当性も諸裁判所が認めつつあるところである(例えば、前記ウォード事件、Holy Spirit Association v. Tax Commission, 435 N.E. 2d 662 (1982))。

実際にも裁判所は、統一教会員によるタイププログラマーに対する同条項に基づく訴訟理由を支持しているのであつて(前記ウォード事件)、更には、その他の宗教団体の会員によるタイププログラマーに対する訴訟を支持してきてゐる(例えば、Taylor v. Gilmartin, 686 F.2d 1346 (10th Cir.1982)(monastery of the Holy Protection of the Blessed Virgin Mary); Eilers v. Coy, 582 F.Supp. 1093 (1984)(Disciples of the Lord Jesus Christ); Mandelkorn v. Patrick, 359 F.Supp. 692 (1973)(Children of God))。従つて、本件原告の同条項に基づく訴訟は、理由なしと認定することはできな⁽⁵⁸⁾。

第一審判決は、コロンプリトリーは両親が彼にとって最善の行動をしていると信じていたことを認める立証をしているのであつて、同条項の訴訟要件を備えていないと判示している。しかし、両親の心配と階級に根ざした偏見は、共存し、或いは時として合体し得る。訴訟記録からして両親は、息子の幸福を心配して行動したのだが、同時に息子が回心した統一教会、その信念及び実践に対する激しい憎悪によつて動かされたことも推移し得る。統一教会に対する彼らの評価が真実であるとか、他の人々もそれに同調するかどうかはともかく、だからといつてケリーを見つけ出し、共同して二七歳の成人した息子が自由に活動し自らの生活様式を選択したり、自ら選択した宗教を實踐する権利を無理やり奪う権利が彼らにあるということにはならないのである。原告がかかることを行うことができる権利は、まさに修正第一条及び修正第一四条の中核といえるものである。たとえ原告を回心させるために用いられた「洗脳」方法が不法であるという余論(argumento)を仮定したとしても、このことは被告側が誘拐、不法

監禁、肉体的暴行によって彼を信仰回帰させる (counter convert) ための不法手段の使用を正当化するものでない⁽⁵⁹⁾

七 まとめ

フランク・フリン (Frank Fynn) は、改宗が論争を引き起こしたのはなにも現代に始まったことではないとし、次のように述べている。即ち、托鉢修道会として知られているドミニコ会、フランシスコ会、アウグスティヌス会等の中世都市の若者の運動に参加した若き青年者達は、既成教会の聖職者から「正気でない」とか、「悪魔の子」と呼ばれていた。アッシジの聖フランシスコも、聖トマス・アキナスも、彼らの奇妙な信仰と物乞いの生活様式から彼らを引き離すために、ディプログラミングしようとした両親や親戚によって誘拐され、監禁されたのである。

また大覚醒運動の指導者や参加者に対しても、同様の非難と悪口が既成のハーバード聖職者から浴びせられているのである。宗教的理由に基づく「監視」や「ディプログラミング」に反対する最初の論議は、聖トマス・アキナス自身によって書かれたという事実を忘れてはならない、と⁽⁶⁰⁾。従って、ほとんどの宗教は、多かれ少なかれその歴史的發展過程の中で何等かの有形無形の攻撃を受けてきているのである。

そもそも、アメリカの宗教的多元主義は、植民地時代当初からのアメリカ社会の最も顕著な特徴の一つであったのであり、宗教の自由な活動を保障し、国教の樹立を禁止する合衆国憲法修正第一条は、アメリカの宗教的多様性及び宗派の多形性にとって重要な役割を演じてきている。そしてこの宗教的多様性が、任意の宗教的信条の保持を保障し、合衆国が自由で世俗的な国家であるという概念形成に役立ったのである。この多様性をアメリカ人は、自

由の必然的結果と見做してきた。宗教的多様性の合衆国憲法への統合は、主として国家の宗教的中立性を絶えず強調してきた合衆国連邦最高裁判所によつて達成されてきた。同裁判所は、国家の宗教的中立性は宗教又は宗教的信条への後援及び支持を禁ずるものであると判示してきている。既に一世紀以上も前に、同裁判所は、*Watson v. Jones*⁽⁶¹⁾でいかなる宗教的信念をも保持し、いかなる宗教教義をも実践し、そして道德律及び財産法を侵害せず個人的権利を犯すことのない、いかなる宗教教義をも教える権利は、完全且つ自由に何人にも承認される。法は、異端を知らず、いかなる教義の支持にもいかなるセクトの国定にも掛かり合わないと判示している。

また、アメリカにおける宗教的多元主義は、自由と平等に根ざしたものであつて、「寛容」に根ざしたものではない。修正第一条は、新旧を問わずあらゆる宗教宗派を政府による攻撃、侵害及び差別から保護しているものであつて、自由主義社会においては新宗教は法の下で考察され、その諸権利は保護されなければならない。法の下での平等は、人種、性別、出生及び社会経済的地位に適用される時その他の市民的自由及び権利と同様、宗教的自由にとつても最重要なものとなるのである。⁽⁶²⁾

従つて、ある団体に宗教の自由を否定すれば、かえつて全ての人の宗教の自由にとつての脅威となり、ある宗教の信奉者からその宗教的権利を剥奪することは、全ての宗教の信奉者のそれを危険に晒すことになる。故に、*ブフェー*教授も言うように(二節参照)、宗教は、その教義が社会的に受け入れられず、或いは非伝統的であるという理由に基づいてのみ修正第一条の保障を否定されることがあってはならないのであつて、宗教団体の活動に不法行為が成立せず、又は公共の安全、平和或いは秩序に対する実質的脅迫の要素が存在しない限り、法はそれに介入することはできないと考えられる。アメリカの諸裁判所が、新宗教運動をめぐる法的諸問題に冷静に対応している所似がここにあると言えよう。

- (1) Rudin, *The Cult Phenomenon: Fad or Fact?*, 9 N.Y.U. REV. L. & SOC. CHANGE 17, 18 (1979-80).
- (2) Wood, *New Religions and the First Amendment*, 24 J. CHURCH & STATE 455, 456-58 (1982).
- (3) *Id.* at 460.
- (4) Aronin, *Cults, Deprogramming, and Guardianship: A Model Legislative Proposal*, 17 COLUM. J.L. & SOC. PROBS 163, 186 n. 153 (1982).
- (5) Rudin, *supra* note 1, at 24.
- (6) *Id.* at 24-30.
- (7) Pfeffer, *Equal Protection for Unpopular Sects*, 9 N.Y.U. REV. L. & SOC. CHANGE 9 (1979-80).
- (8) *Id.* at 9-10.
- (9) *Id.* at 11.
- (10) Robbins, *Religious Movements, the State and Law: Reconceptualizing "The Cult Problem"*, 9 N.Y.U. REV. L. & SOC. CHANGE 33, 33 n.1 (1979-80).
- (11) Delgado, *Religious Totalism: Gentle and Ungentle Persuasion Under the First Amendment*, 51S. CAL. L. REV. 1, 38 (1977).
- (12) Aronin, *supra* note 4, at 168-69.
- (13) Delgado, *supra* note 11, at 54-55.
- (14) Aronin, *supra* note 4, at 170.
- (15) *Id.*
- (16) *Id.* at 171-73.
- (17) LeMoult, *Deprogramming Members of Religious Sects*, 46 FORDHAM L. REV. 559, 599-603 (1978).
- (18) *Id.* at 603-04.
- (19) *Id.* at 604.
- (20) *Id.* at 605.
- (21) Robbins, *supra* note 10, at 39.

- (22) 322 U.S. 78 (1944).
- (23) *Id.* at 86-87.
- (24) 133 F.2d 703 (2d Cir. 1943).
- (25) *Id.* at 708.
- (26) 380 U.S. 163 (1965).
- (27) *Id.* at 165-66.
- (28) *Id.* at 176.
- (29) 310 U.S. 296 (1940).
- (30) *Id.* at 310. 拒^レ See *Lovell v. City of Griffin*, 303 U.S. 444 (1938); *Schneider v. New Jersey*, 308 U.S. 147 (1939); *West Virginia State Board of Education v. Barnette*, 319 U.S. 624 (1943).
- (31) See *LeMoult*, *supra* note 17, at 614.
- (32) See *leMoult*, *supra* note 17, at 614.
- (33) 506 N.Y.S. 2d 174 (1986).
- (34) *Id.* at 175.
- (35) *Id.* at 175-78.
- (36) 224 Cal. Rptr. 817 (1986).
- (37) *Id.* at 821-23.
- (38) *Id.* at 825-26.
- (39) *Id.* at 826-30.
- (40) *Id.* at 803-32.
- (41) *Id.* at 832.
- (42) *Molko v. Holy Spirit Ass'n*, 762 P. 2d 46 (1988), *cert. denied*, 109 S. Ct. 2110 (1989).
- (43) *Id.* at 55-56.

- (43) *Id.* at 58-60.
- (44) *Id.* at 60.
- (45) Memorandum Opinion, case No. CR-88-0610-DLJ, Northern District of California.
- (46) 853 F. 2d 948 (D.C.Cir., 1988).
- (47) *Id.* at 957.
- (48) 141 Cal. Rptr. 234 (1977).
- (49) *Id.* at 235-37.
- (50) *Id.* at 237-38 n. 5.
- (51) *Id.* at 245 n. 12.
- (52) *Id.* at 244-45.
- (53) *Id.* at 251-53.
- (54) Robbins, *supra* note 10, at 42. その他の本邦訳は、*See* LeMmoult, *supra* note 17, at 629-35; Note, *Conservatorships and Religious Cults: Divining A Theory of Free Exercise*, 53 N.Y.U.L. REV. 1247,1287-89 (1978). 本邦訳は批判的立場をとりつつ記述的
 にと *See* Aronin, *supra* note 4, at 190-91.
- (55) 764 F.2d 122 (1985).
- (56) *Id.* at 125-27.
- (57) *Id.* at 127-28.
- (58) *Id.* at 130.
- (59) *Id.* at 130-31.
- (60) Flinn, "Criminalizing Conversion: The Legislative Assault on New Religions et al" in J. DAY & W. LAUFER, eds. CRIMS, V ALUES AND RELIGION, 187 (1986).
- (61) 80 U.S. (13 Wall.) 79 (1872).
- (62) *See* Wood, *supra* note 2, at 456.

註記

本稿は、拙稿「アメリカ合衆国における『新宗教運動』と『信教の自由』に関する問題の若干の考察」東洋哲学研究所紀要第六号（平成二年二月二十五日）を加筆し、発表したものである。